

### ◎栃木県青少年健全育成条例

制定 昭和五十一年七月六日 条例第三十九号  
 改正 昭和五十六年三月二十七日 条例第八号  
 昭和五十九年十二月二十七日 条例第三十九号  
 平成元年十二月二十五日 条例第三十八号  
 平成四年三月三十日 条例第十二号  
 平成七年三月十七日 条例第十四号  
 平成七年十月五日 条例第四十二号  
 平成八年十二月二十五日 条例第三十三号  
 平成十年六月十九日 条例第二十六号  
 平成十一年三月十九日 条例第十一号  
 平成十一年十月十四日 条例第二十九号  
 平成十二年三月二十八日 条例第十三号  
 平成十四年三月二十六日 条例第十三号  
 平成十八年十月十三日 条例第四十一号

#### 目次

第一章 総則(第一条―第八条)  
 第二章 青少年の健全育成に関する施策(第九条―第十三条)  
 第三章 社会環境の整備に関する自主規制(第十四条―第二十一条)  
 第四章 有害環境の浄化に関する規制(第二十二条―第四十一条)  
 第五章 青少年の健全育成を阻害する行為等の規制(第四十二条―第五十条)  
 第六章 栃木県青少年健全育成審議会(第五十一条)  
 第七章 雑則(第五十二条―第五十五条)  
 第八章 罰則(第五十六条―第五十八条)  
 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、及び県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年のための良好な社会環境の整備と青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図り、もって青少年の健全な育成に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
 廣 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。

保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)の長、寄宿舎の舎監、雇用主その他青少年を現に監護する者をいう。

・ 図書類 書籍、雑誌、文書(新聞を除く)、絵画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、録音テープ、録音盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。

・ 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。

・ がん具類 がん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)、器具その他これらに類する物品をいう。

・ 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

・ 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。次号において同じ。)することなく、販売することができる設備を有する機器をいう。

・ 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく、貸し付けることができる設備を有する機器をいう。

・ 深夜 午後十一時から翌日の午前五時までの時間をいう。  
 ・ テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号。以下「風適法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

・ 利用カード等 テレホンクラブ等営業に係る役務を利用するために必要な会員番号、暗証番号等の情報が記載されている文書その他の物品又は当該情報をいう。

##### (基本理念)

第三条 青少年の健全な育成については、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。

2 青少年の健全な育成については、社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担い、相互に協力しながら取り組まなければならない。

3 青少年の健全な育成については、青少年の発達段階に応じた、必要な配慮がなされなければならない。

##### (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

##### (県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為及び環境から青少年を保護するように努めるものとする。

##### (保護者の責務)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、愛情あふれる環境の中で青少年を監護し、及び教育するように努めるものとする。

##### (青少年育成関係者の責務)

第七条 学校及び職場の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者(以下「青少年育成関係者」という。)は、基本理念にのっとり、相互に連携し、その職務、活動等を通じて、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

##### (適用上の注意)

第八条 この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

#### 第二章 青少年の健全育成に関する施策

##### (施策の基本等)

第九条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の策定及び実施に当たっては、青少年及び県民の自主的な活動を支援することを基本とし、その活動が積極的かつ効果的になされるよう配慮するものとする。

##### (基本計画)

第十条 県は、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、青少年の健全な育成に関する基本的な計画を定めるものとする。

##### (家庭の日)

第十一条 県は、青少年の健全な育成において家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、家庭の日を定める。

2 家庭の日は、毎月第三日曜日とする。

3 家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金

(以下「使用料等」という。)で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとする。

**(推奨)**

第十二条 知事は、図書類又は興行の内容が青少年の健全な育成を図るため特に有益であると認めるときは、栃木県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いてこれを推奨することができる。

**(表彰)**

第十三条 知事は、青少年の健全な育成について特に顕著な功績があると認められる者又は青少年、青少年が組織する団体等での活動が他の模範になると認められるものを表彰することができる。

**第三章 社会環境の整備に関する自主規制**

**(図書類の取扱業者の自主規制)**

第十四条 図書類の販売又は貸付けを業とする者(図書類を交換し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることを業とする者を含む。以下「図書類の取扱業者」という。)は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

廣 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

廣 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

・ 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

**(興行の主催者の自主規制)**

第十五条 興行を主催する者は、興行の内容が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

**(がん具類の販売業者等の自主規制)**

第十六条 がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、がん具類がその形状、構造、機能等から次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該がん具類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、又は贈与しないように努めなければならない。

廣 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

廣 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

**(広告主等の自主規制)**

第十七条 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容が第十四条各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該広告物を掲出し、表示し、配置し、又は頒布しないように努めなければならない。

**(自動販売機等業者の自主規制)**

第十八条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、相互に協力し、自主的方法により、第十四条各号のいずれかに該当すると認められる図書類又は第十六条各号のいずれかに該当すると認められるがん具類を収納した自動販売機等を、次に掲げる施設の敷地の周囲から二百メートル以内の区域においては設置しないように努めなければならない。

廣 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)

廣 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設

・ 社会教育法(昭和二十四年法律第二〇七号)第二十条に規定する公民館

・ 図書館法(昭和二十五年法律第一一八号)第二条第一項に規定する図書館

・ 博物館法(昭和二十六年法律第二八五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

・ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園

・ 前各号に掲げるもののほか、主として青少年の利用に供される施設で知事が規則で定めるもの

**(酒類又はたばこの販売業者の自主規制)**

第十九条 酒類又はたばこの販売を業とする者は、自動販売機を設置して酒類又はたばこを販売しようとするときは、相互に協力し、自主的方法により、青少年が当該自動販売機から酒類又はたばこを容易に購入することができない措置を講ずるように努めなければならない。

**(その他の事業者の自主規制)**

第二十条 第十四条から前条までに規定するもののほか、物品の販売又は役務の提供を業とする者は、相互に協力し、自主的方法により、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

**(事業者等に対する指導等)**

第二十一条 知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

**第四章 有害環境の浄化に関する規制**

**(有害図書類の指定及びその販売等の制限)**

第二十二条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、審議会の意見を聴くいとまがないときは、審議会の構成員のうち二名以上の意見を聴いて、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

廣 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

廣 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

・ 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、前項ただし書の規定による指定をしたときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、青少年に有害な図書類とする。

廣 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で知事が規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が、二十ページ以上又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの

廣 録画テープ、録画盤その他これらに類するものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が規則で定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの

・ 録画テープ、録画盤その他これらに類するものであつて、図書類の取扱業者の組織する団体等が青少年が閲覧し、視聴し、又は聴取することが不適当であると認めた旨の表示で、知事が審議会の意見を聴いて指定するものがなされているもの

4 図書類の取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項に規定する青少年に有害な図書類(以下これらを「有害図書類」という。)を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

5 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、知事が規則で定める方法により他の図書類と区分するとともに、当該有害図書類を陳列している場所の見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。ただし、青少年立入制限場所(風適法第一条第一項に規定する風俗営業(同項第八

号の営業を除く。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所をいう。以下同じ。において有害図書類を陳列する場合は、この限りでない。

6 何人も、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

(有害興行の指定及びその観覧の制限)

第二十三条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行(以下「有害興行」という。)を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、有害興行を主催するとき、当該有害興行を観覧しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより有害興行を青少年に観覧させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。

4 何人も、有害興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

(観覧制限興行の指定及びその観覧の制限)

第二十四条 知事は、興行(有害興行を除く。)の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該興行を保護者の同伴のない年少青少年(十五歳以下の者をいい、中学校を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者を除く。以下同じ。)の観覧を制限する興行として指定することができる。

廣 年少青少年の情操の向上を害し、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの

廣 年少青少年が粗暴若しくは残虐な行為、犯罪又は自殺を模倣するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの

・ 年少青少年に不健全な刺激を与え、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行(以下「観覧制限興行」という。)を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、観覧制限興行を主催するとき、当該観覧制限興行を観覧しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより観覧制限興行を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。

4 何人も、観覧制限興行を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させないように努めなければならない。

(有害がん具類の指定及びその販売等の制限)

第二十五条 知事は、がん具類がその形状、構造、機能等から次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

廣 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

廣 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害ながん具類とする。

廣 着用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて包装箱その他の物に収納されている物品

廣 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、知事が規則で定める形状、構造、機能等を有するもの

3 がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定されたがん具類及び前項に規定する青少年に有害ながん具類(以下これらを「有害がん具類」という。)を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、又は贈与してはならない。

4 何人も、有害がん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

5 第二十二條第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(有害広告物の指定及びその掲出等の制限)

第二十六条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第二十二條第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が規則で定めるものを掲載する広告物は、青少年に有害な広告物とする。

3 何人も、第一項の規定により指定された広告物及び前項に規定する青少年に有害な広告物を掲出し、表示し、配置し、又は頒布してはならない。ただし、青少年が容易に見ることができない方法で掲出し、表示し、配置し、又は頒布する場合は、この限りでない。

4 知事は、前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第二十二條第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(有害遊技の指定及び制限)

第二十七条 知事は、遊技機を使用する遊技(風適法第二条第一項第七号の営業に係る営業所で行う遊技を除く。)が遊技機の構造

及び遊技の方法から著しく青少年の射幸心を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該遊技を青少年に有害な遊技として指定することができる。

2 遊技機を設置し、客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第七号の営業を除く。)を営む事業者及びその代理人は、前項の規定により指定された遊技(以下「有害遊技」という。)を青少年にさせてはならない。

3 何人も、有害遊技を青少年にさせないように努めなければならない。

(自動販売機等の設置届出等)

第二十八条 自動販売機等業者は、自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを開始する前(新たに図書類又はがん具類の自動販売機等を設置しようとする場合にあつては、当該自動販売機等を設置する前)までに、当該自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

廣 届出者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号。第四号及び第五号において同じ。)

廣 自動販売機等の設置場所

・ 次条第一項の自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号

・ 自動販売機等の所有者の氏名、住所及び電話番号

・ 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名、住所及び電話番号

・ 前各号に掲げるもののほか、知事が規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項各号(第二号を除く。)に掲げる事項に変更が生じたとき、又は当該届出に係る自動販売機等による図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを廃止したときは、その変更が生じた日又は廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等の前面の見やすい箇所に、知事が規則で定めるところにより、当該届出に係る同項第一号から第三号までに掲げる事項を表示しなければならない。

5 前項の規定は、第二項の規定による変更の届出又は第三項の規定による変更の届出(第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出を除く。)をした者について準用する。

(自動販売機等管理者の設置等)

第二十九条 自動販売機等業者は、図書類又はがん具類の自動販売機等ごとに、その管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。



2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(青少年に対する入れ墨の禁止)

第四十三条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(物品の質受け及び古物の買受け等の制限)

第四十四条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋又は古物営業法(昭和二十四年法律第八八号)第二条第三項に規定する古物商は、青少年から物品(有価証券を含む。以下同じ。)を質に取り、又は古物(次条に規定する着用済み下着を除く。以下同じ。)を買受け、若しくは交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、物品の質入れ又は古物の売却若しくは交換について、青少年からの委託を受けることのないようしなければならない。

(青少年からの着用済み下着の買受け等の禁止)

第四十五条 何人も、青少年から、着用済み下着(着用した下着をいい、着用したと青少年が称するものを含む。以下同じ。)を買受け、若しくは交換し、又は着用済み下着の売却の委託を受け、若しくはその周旋をしてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第四十六条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

廣 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。)又は性風俗関連特殊営業(同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

廣 接待飲食等営業のうち風適法第二条第一項第二号に該当するもの客となるように勧誘すること。

・ 入れ墨を受けるように勧誘すること。

・ 着用済み下着を売却するように勧誘すること。

(有害行為のための場所提供等の禁止)

第四十七条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知ってその場所を提供し、又は周旋してはならない。

廣 第四十二条第一項の規定に違反する行為

廣 第四十三条の規定に違反する行為

廣 第四十五条の規定に違反する行為

・ 暴行又はたばく

・ 飲酒又は喫煙

・ 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用

・ 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用

・ トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含む

有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用  
(深夜外出等の制限)

第四十八条 保護者は、特別の事由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託又は承諾を得ないで、深夜に、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜(その営業時間帯に限る。)に、当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

第四十九条 次に掲げる施設を経営する事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において興行又は営業を行う場合には、深夜に青少年をその施設に入場させてはならない。

廣 興行場  
廣 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせた歌唱を行わせる施設

・ インターネットの利用又は図書類の閲覧、視聴、聴取若しくは観覧を行わせる施設(図書法第二条第一項に規定する図書館を除く。以下「複合カフェ」という。)

・ ボーリング場、ビリヤード場その他知事が規則で定めるスポーツ、遊技等を行わせる施設

2 前項各号に掲げる施設を経営する事業者及びその代理人は、深夜において興行又は営業を行う場合には、当該施設に入場しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより深夜に青少年を当該施設に入場させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(複合カフェの構造及び設備等)

第五十条 複合カフェを経営する事業者及びその代理人は、当該複合カフェの内部に区画(その内部においてインターネットの利用又は図書類の閲覧、視聴、聴取若しくは観覧を行わせる場所であつて、その周囲を仕切り板等で囲った構造のものをいう。)を設けて営業する場合に、当該区画の出入口に施錠の設備を設けてはならず、かつ、当該出入口から当該区画の内部を見通すことができなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 栃木県青少年健全育成審議

第五十一条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び当該事務に関し調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員十六人以上以内で組織する。

廣 学識経験を有する者

廣 関係業界の団体又は企業の役員

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第七章 雑則

(立入調査等)

第五十二条 知事は、この条例の施行のため必要があるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に興行場その他の事業所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。

2 公安委員会は、この条例(第二十二条から第二十七条まで、第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第四十九条及び第五十条の規定に限る。)の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に興行場その他の事業所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。

3 前二項の規定による権限は、必要最小限度において行使すべきであつて関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

4 第一項又は第二項の職員がこれらの規定による権限を行使する場合、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(青少年の指導)

第五十三条 青少年育成関係者は、青少年がこの条例の目的に照らして指導を要すると認められる行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、その非を論じ、又は保護者に連絡する等当該青少年が健全に育成されるよう指導に努めるものとする。

(一般からの申出)

第五十四条 何人も、第十二条の規定による推奨、第二十二条第一項若しくは第三項第三号、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定による指定又は第三十八条の規定による指定の解除をすることが適当であると認めるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

(規則への委任)

(規則への委任)

第五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第八章 罰則

第五十六条 第四十二条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第四十二条第二項又は第四十七条第一号若しくは第四号から第八号までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第三十二条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

廣 第三十一条第二項、第三十四条、第三十五条、第四十三条又は第四十七条第二号の規定に違反した者

廣 第三十七条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

廣 第二十二條第四項、第二十五條第三項、第三十條第一項又は第四十八條第二項の規定に違反した者

廣 第三十條第二項の規定による命令に違反した者

廣 第三十六條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

廣 第二十八條第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

廣 第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條、第四十七條第三号又は第四十九條第一項の規定に違反した者

廣 第五十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

7 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

廣 第二十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

廣 第四十九條第三項又は第五十條第二項の規定による命令に違反した者

違反した者

8 第二十二條第四項、第二十五條第三項、第三十四條、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三條、第四十四條第一項、第四十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項又は第四十九條第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失のないときは、この限りでない。

第五十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

第五十八條 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。

附則 (施行期日)

1 この条例は、昭和五十二年一月一日から施行する。

2 栃木県附属機関に関する条例の一部改正 (二二)の一部を次のように改正する。

別表 知事の部中栃木県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

栃木県青少年健全育成審議	知事の諮問に応じ、興行、図書、広告物等に
係る栃木県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定、指定の解除等並びに指定の認定基準について調査審議すること。	

附則 (昭和五十六年条例第八号)

1 この条例は、昭和五十六年七月一日から施行する。

2 この条例による改正後の栃木県青少年健全育成条例第十二條の二及び第二十五條第三項の規定は、この条例の施行の際現に自動販売機により図書等を販売している者についても適用する。この場合において、同条例第十二條の二第一項中「自動販売機により図書等を販売しようとする者」とあるのは「自動販売機により図書等を販売している者」と、「あらかじめ」とあるのは「昭和五十六年七月三十一日までに」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項(栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(昭和五十六年栃木県条例第八号)附則第二項前段の適用のある場合を含む。）」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第一項(栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例附則第二

項前段の適用のある場合を含む。）」と、同条例第二十五條第三項中「第二項」とあるのは「第十二條の二第一項から第三項までの規定(栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例附則第二項前段の適用のある場合を含む。）」とする。

附則 (昭和五十九年条例第三十九号)

この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則 (平成元年条例第三十八号)

1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機により録画テープ又は録画盤を販売し、又は貸し付けている者に対する改正後の第十二條の二第一項の規定の適用については、同項中「販売し、又は貸し付けようとする者」とあるのは「販売し、又は貸し付けている者」と、「あらかじめ」とあるのは「平成二年五月一日までに」とする。

附則 (平成四年条例第十二号)

1 この条例は、平成四年五月七日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成七年条例第十四号)

1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に図書等又はがん具類を販売し、又は貸し付けるために自動販売機又は自動貸出機を設置している者に対する改正後の栃木県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。第十二條の三第一項の規定の適用については、同項中「販売し、又は貸し付けようとする者」とあるのは「販売し、又は貸し付けている者」と、「設置しようとするとき」とあるのは「設置しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「平成七年七月三十一日までに」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の栃木県青少年健全育成条例第十四條第一項の規定により青少年に有害ながん具類として指定されているがん具類は、新条例第十二條の二第一項の規定により青少年に有害ながん具類として指定されたがん具類とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成七年条例第四十二号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行し、第一条の規定による改正後の栃木県手数料条例第二条第七十一号の規定は、同日以後になされた申請に係る古物営業許可申請手数料から適用する。

附則 (平成八年条例第三十三号)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者に対する改正後の栃木県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「営もうとする」とあるのは「営んでいる」と、「テレホンクラブ等営業を開始する日の十五日前」とあるのは「平成十九年四月三十日」とする。

3 前項に規定する者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十九年四月三十日(同日以前に同項の規定により読み替えて適用される新条例第二十一条の二第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をした日)までの間は、新条例第二十一条の三の規定は、適用しない。

4 附則第二項に規定する者が同項の規定により読み替えて適用される新条例第二十一条の二第一項の規定による届出をした場合においては、当該届出に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、新条例第二十一条の三第二項の規定の適用については、この条例の施行の際現に新条例第二十一条の二第一項の規定による届出をして当該テレホンクラブ等営業を営んでいる者とみなす。

5 この条例の施行の際現に利用カード等が収納されている自動販売機については、施行日から平成十九年四月三十日までの間は、新条例第二十一条の五第一項の規定は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に掲出し又は表示されているテレホンクラブ等営業所の名称、所在地若しくは電話番号又は利用カード等を販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物については、施行日から平成十九年四月三十日までの間は、新条例第二十一条の六第一項の規定は、適用しない。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十年条例第二十六号)

この条例は、平成十年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年条例第十一号)

この条例は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成十一年条例第二十九号)

この条例は、平成十二年二月一日から施行する。

附 則 (平成十二年条例第十三号) 抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年条例第十三号)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の栃木県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第七条第六号に規定する利用カード等(次項において「利用カード等」という。)が

収納され、又は提供できる状態になっている自動販売機その他の機器(この条例による改正前の栃木県青少年健全育成条例第七条第六号に規定する利用カード等が収納されている自動販売機を除く。)については、この条例の施行の日から平成十四年六月三十日までの間は、新条例第二十一条の三第一項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に利用カード等の販売、贈与、交換、貸付け又は提供を業として営んでいる者に対する新条例第二十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「営もうとする」とあるのは「営んでいる」と、「あらかじめ」とあるのは「平成十四年五月三十一日までに」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている青少年の健全な育成のための施策に関する県の基本的な計画であつて、青少年の健全な育成に関する施策の総合かつ計画的な実施を図るためのものは、改正後の栃木県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第十条の規定により定められた基本的な計画とみなす。

3 この条例の施行前に改正前の栃木県青少年健全育成条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によつてしたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県附属機関に関する条例の一部改正)

5 栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別 表 知事の部 栃木県青少年健全育成審議会の項を削る。